

# 重要

## 不正行為について

(グローバル教育センターの開講する授業科目を履修する学生・  
グローバル教育センター所属の交換留学生の皆さんへ)

2024年3月22日

グローバル教育センター

試験等は公正に行われるべきであり、不正行為は許されません。

以下は、不正行為と認定されうる行為の主な例です。

- (1) カンニング：試験時に他人の答案を書き写すこと、明示的に許可されていない資料や機器を参照すること、また返却された答案等を修正して採点のやり直しを求めること等
- (2) 剽窃・盗用：論文、レポート、口頭発表等で、未発表・既発表の別を問わず、他人のアイデアや方法、データ、研究結果、また文章や固有の表現を出典・出所の適切な表示なしに流用すること（代理執筆を含む）
- (3) 資料・データ等の捏造や改ざん：存在しない資料、データ、研究結果等を作成し、研究成果や学業成果として論文、レポート、口頭発表等で利用することや保存している、あるいは提出する資料やデータ、研究結果等を真正でないもの書き換えること
- (4) 重複提出：実質的に同じ内容のレポートを別の授業の課題として提出すること
- (5) その他：試験等の実施や公平性を阻害する悪質な行為

以下は、不正行為を行ったと認められる者への対応です。

- (1) グローバル教育センターに所属する特別聴講学生の場合：  
当該授業の行われた Semester（ターム開講の授業の場合は、その授業の行われたタームを含む Semester）に履修した全科目の単位（Semester開講科目・ターム開講科目の別を問わない）を無効とする。当該学生が他部局の科目を履修している場合は、その科目を開講する部局の長へ成績変更の依頼を行う。また、当該学生の派遣元大学へ経緯を報告する。
- (2) グローバル教育センターに所属しない学生（学部・研究科等所属でグローバル教育センターの開講する授業科目を履修している学生）の場合：  
当該科目の単位を無効とし、当該学生が所属する部局等の長へ経緯を報告する。